

平成28年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成28年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年9月16日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成28年9月16日 10時57分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名 欠員0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	待 永 るい子	出	7番	平古場 公 子	出
	2番	竹 下 泰 信	出	8番	川 下 武 則	出
	3番	田 川 浩	出	9番	久 保 繁 幸	出
	4番	坂 口 久 信	出	10番	末 次 利 男	出
	5番	江 口 孝 二	出	11番	下 平 力 人	出
	6番	所 賀 廣	出			
会議録署名議員	9番	久保 繁幸	10番	末次 利男	11番	下平 力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 川 崎 義 秋 田 中 久 秋 西 村 正 史 松 本 太 小 竹 善 光	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 太良病院事務長	藤 木 修 永 石 弘之伸 大 串 君 義 土 井 秀 文 大 岡 利 昭 野 口 士 郎 峰 下 徹 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 平成28年9月16日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第2号 平成27年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第45号 太良町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第3 決算審査特別委員長の報告
- 議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成27年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成27年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成27年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第53号 平成27年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第4 議案第54号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第55号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第56号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第57号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第58号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第59号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 発議第2号 太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出につ

いて

---

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第2号 平成27年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

このたび健全化判断比率と資金不足比率が報告されておりますけれども、これは健全化に関する法律の第3条第1項、第22条の第1項の規定に基づいてということで書かれております。が、私もその法の規定というのはわかりませんが、この数字を書いてありますけれども、全会計黒字で算定なしということで報告がされております。おとといまでの3日間、決算審査特別委員会がございまして、全会計とも黒字決算ということで認定があったと今からされるというふうに思いますけれども、この辺は私たちもわかりづらいところがありますので。将来負担比率が算定なしということも書いてあります。そこらの考え方というんですか、要するに決算でもありましたように自主財源が15億8,800万円の中で今年度の当初予算55億6,000万円という予算が計上されておりますけれども、こういったとてつもない予算が収入はないのに予算ができるという、これは一つの制度であるというふうに思いますけれども、将来的にもこれが続くということもどうなのか、この将来負担比率というのはいかに考えておられるのかお尋ねいたします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

将来負担比率は何かというふうな御質問かと思っておりますけれども、この将来負担比率とは、普通会計の中で、地方債の現在高、それから公営企業や一部組合の元利償還に当てる一般会計からの繰出金、これらの見込み額、それから今現在職員がおりますけれども、今現在の職員の退職手当の支給予定額と、こういったことを一般会計として将来負担すべき実質的な負担がこの太良町の標準財政規模に対する比率がどうであるかといったところでの比率というふう

になります。これが係数であらわされますけれども、今回がこの係数がマイナスの132.5ポイントであったということで、この平成27年度は算定なしといったことになっております。

以上でございます。

#### ○10番（末次利男君）

この資金不足比率、下の表に書いてありますけれども、特に簡易水道特別会計、漁業集落特別会計、町立病院も一緒ですけれども、これは仕組みといえば仕組みですが、病院にも2億3,500万円、簡水にも3,300万円、漁集にも5,490万円という繰出金がございます。この漁業集落排水事業につきましても、単純に言いますと利用料金収入732万円あって、繰出金が工事を別にしても1,472万9,000円という、これは公債費を含まんとですけれども、直接経費がこれだけかかっていると。まさに単純に考えれば、これは民間では立っていけない企業なんですよ。しかしながら、町民の皆さんの受益と負担ということを考えれば、こういうやらざるを得ないかなあというふうには考えてはおりますけれども。

この経営健全化比率の基準が20.00、全ての会計でそういうことで適正というふうに判断をされておりますけれど、この20.00という数字はどういうものですか。

#### ○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

20.00というのは国のほうで示されている数字でございます。この20%を超えたら資金不足でその事業が経営上は好ましくないようなこととなりますよといったところの数字でございます。その20%がじゃあどういったところの数字の積み上げになっているかといったところについては、まだ詳細の資料を持ち合わせておりませんので今はわかりませんが、国のほうで示された全国に統一された数値というふうになっております。

以上でございます。

#### ○10番（末次利男君）

それでは、病院に限って質問いたしますけれども、決算上黒字会計ということで報告はあっておりますけれども、ことしは2億3,500万円の繰入金で病院費から繰り出しされておりますけれども、これは繰出金と繰入金というのは、当然特別会計というんですから収入で支出を賄うというのが基本的な考え方だろうというふうに思いますけれども、これはどうも先ほど言いましたように、町民の皆様の受益と負担ということになれば、これはせざるを得ないかなという感じはいたしますけれども、当然各特別会計で足りない部分は一般会計から繰り出すということで今後とも行かなければならないでしょうけれども、そういうことでいいですか、考え方としては。

#### ○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

繰り出しにつきましては、国のほうで繰り出し基準というのがございます。各会計ともこ

の基準に基づいて繰り出しの請求、予算の編成等を行っておるところでございます。したがって、今後におきましてもその基準等に基づいて繰り入れ、繰り出しを行っていくものというふうに考えております。

以上でございます。

**○10番（末次利男君）**

そりゃあ、繰り出し基準というのはわかるわけですよ、ただそれが財源化されて全部が組み込まれているということですから。この病院にしても全く民間と一緒に営業をやっているわけですので。病院はほとんど民間のは高額納税者です。しかしながら、こういう護送船団といえますか、いろんところで守られている、そういった中で患者数も離れていくんじゃないかなと。もっと民間的に厳しいところを出して健全経営化に向けて、もちろん足らんところは基準に基づいて繰り出すということはやぶさかではなかわけですので、そういったことで心がけて、今後の経営に臨んでいただきたいというふうに思いますが、どうですか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えいたします。

今議員言われたように、経営健全化に向けてはやはり自分たちで民間と同じように収入あつて支出を賄うとそういった考えでやっていきたいとは思いますが。

繰入金に関しても、今回前年に比較して数値的には大きくなっているところがあるかと思いますが、これは電子カルテというものの導入をしているというところが大きな要因になってます。繰り出し基準に対しても、病院内でも検討しながらほかにも繰り出しの基準として上げるものも幾つかあるんですが、なるべく減らしていこうという方針で予算化してない部分もあります。そういった面でも少しずつ繰入金を減らしていくという努力はしております。今後もそういう考えで進めていきたいと思っています。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

**日程第2 議案第45号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第2．議案第45号 太良町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

**○3番（田川 浩君）**

太良町犯罪被害者等支援条例の案ですけど、これはこの条例を定めることによりまして犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等に向けた被害の回復及び軽減に資するこ

とを目的とするということで、この条例を制定することには異議はございませんけれど、この条例の案、主に6条で犯罪被害者等見舞金を支給するというところがございまして、大体この条例について私も調べてみましたけれど、全国の例で見ますと、見舞金については例えばどういう方に支給をするとか、最低でもそういうこととか、傷害の見舞金ありますけれど例えば全治幾らぐらいの方にこれを支給するとか、そういった最低のことは書いてあるというのがほとんどでございました。なかなかこれだけを見てわかりづらいというのが私も思いましたので、もちろん、これから見舞金については規則を定められるということだと思えますけれど、そこは定められますでしょうか。どうでしょうか。

**○総務課長（川崎義秋君）**

お答えいたします。

規則は一応案ということで今考えております。この条例が議決いただければ、それと同時に規則のほうも制定したいというふうに思っております。

**○3番（田川 浩君）**

そうしましたら、今のところその規則の案というのはあらかじめできたと思えますけれど、例えば見舞金を受けることのできる方はどういった方なのか、傷害の程度はどの程度なのか。そこら辺の大まかなものが今ありましたら御紹介できますでしょうか。

**○総務課長（川崎義秋君）**

お答えいたします。

遺族見舞金につきましては、犯罪により死亡された方の遺族ということで、配偶者から子供、その両親とかそういった方に支給することになります。傷害見舞金につきましては、その傷害について治療を要する期間が一月以上であるという医師の診断があった場合について、傷害見舞金として1件当たり10万円を支給することにしております。

以上です。

**○3番（田川 浩君）**

そのほかにも佐賀県外のものを見ますと、例えばこれを受けるためには申請をしなければいけないとか、そういう基本的なことは盛り込んでありますよね。

私今回気づいたことなんですけれど、こういう条例制定については、近隣のこともいろいろ参考にしながら決められると思うんですけれど、今これを制定されているのは佐賀県内では嬉野さんとみやき町さんですよ。大体ははっきり言いますとうちのほうもそれに準じているというかなんですけれども、県内だから県内で足並みをそろえなきゃいけないからこういうふうになりましたというあれじゃなくて、はっきり言いますと、これは全国的に言うとも余りにも大まか過ぎるというか、条例のほうか。もうちょっと、例えば対象者はこういう人たちですとか、それ以上の詳細についてはまた規則で定められていいと思うんですけれど、そういったほうが住民さんにもこの条例がどんな条例だというのがわかりやすいと思えます

ので、そういうふうにしてもうちょっとこの点に関しましては条例のほうの情報量をふやしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、課長、どう思いますでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この条例の制定につきましては佐賀県警からの要請がありまして、今言われたとおりに嬉野市さんが4月1日施行と、みやき町さんが6月議会で提案されております。市町で違いがあっても余り好ましくないのが、近隣の市町に準じてつくったほうがいいのかということがありましたので、太良町としましては、嬉野市さんがもう既につくられておりますので、嬉野市さんに準じて作成しているところであります。

以上です。

○3番（田川 浩君）

さようですか。それも大事でしょう。近隣さんと足並みをそろえるということも。

でも、やっぱりこれだけじゃなくてこれからいろいろな条例がつくられると思いますけれども、そういうときも住民さんにとってわかりやすい、足並みをそろえるというよりは僕はわかりやすい、適切な情報を盛り込んだ条例のほうがいいと思いますので、またこれからはそういうことも検討していってください。よろしくお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第45号 太良町犯罪被害者等支援条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

### 日程第3 決算審査特別委員長の報告

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第53号 平成27年度町立多良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件

を一括議題といたします。

本件は、9月5日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第46号から議案第53号までの8件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会が付託されました議案第46号から議案第51号までの一般会計並びに特別会計5件、議案第52号及び議案第53号の企業会計2件、合わせて8つの案件を9月12日、13日、14日に審議をいたしました。

執行部から町長を初め関係課、監査委員の出席を求め慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計5議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、報告がなされておりますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を決議した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によってなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

審査の過程において出されました留意すべき事項といたしましては、超過勤務に要する費用を削減するためには課内の仕事内容の見直しや平準化、組織体制の見直しなども行うべきである。

また、自主財源の一つでもありますふるさと応援寄附金については、より一層の推進を図り、収入の増加及び町内の商工業振興に寄与されたい。

各種未収金については、公平性の観点から慎重な対応、徴収努力を図られたい。

以上が審査過程において出されました主な意見であります。

付託事件、議案第46号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号 太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第53号町立多良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第53号 平成27年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第4 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第54号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

そしたら、補正予算書の23ページ、災害復旧費で林道、公共土木、道路橋梁等の補正が計上されておりますが、今回6月と7月の豪雨による被害が多々あったと思いますが、この記載されているほかに、家屋等を含めたところの被災件数は総務課のほうで把握されておられれば教えてください。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

6月と7月の集中豪雨により、家の裏の土砂崩れが8カ所、それと町道が64カ所、林道が9カ所、農地等で96カ所という被害がっております。

以上です。

**○5番（江口孝二君）**

今の報告は町内全ての報告と思いますが、今回の補正を見てもと、農地について補正がなされておられません、被害状況はどのように対応されているか、また農地の被害状況としてはどうだったのか、わかる範囲でいいですけど詳細についてお尋ねいたします。

**○建設課長（土井秀文君）**

お答えします。

農地補正につきましては、12月の補正をお願いしたいと考えております。

被害状況につきましては、調査件数が96件、申請件数が65件、申請対象外となった件数が31件でございます。

**○5番（江口孝二君）**

今の報告で申請対象外の件数が31件ですが、どのような理由で対象外になったのか、また31件について町としてどのような対応ができるのかお尋ねします。

そして、もう3回ですのでついでに、今回重機借り上げが補正されていますが、この際、災害等が今後も予測されますので、新年度にその分を含んで計上されないのかお尋ねします。

**○建設課長（土井秀文君）**

お答えします。

対象外となりました理由につきましては、工事費の40万円未満のもの、基盤整備などの工事の施工疎漏に起因して生じたもの、災害箇所が未耕作地なもの、本人が申請されなかった分、それと維持工事と見られるようなことを対象外としております。

また、対象外となった箇所につきましてはどういった対応かということでございますけれども、うちのほうの土地改良事業の単独事業がございますので、農地では50%、施設につきましては35%の補助がございますので、担当課に相談していただければということで考えております。

重機借り上げにつきましては、新年度予算のほうで作成するように上司のほうと相談して協議したいと考えております。

以上です。

**○5番（江口孝二君）**

今ので、基盤整備をされたものは対象外ということで、これは基盤整備をされてから何年という決まりか何かはありますか。

**○建設課長（土井秀文君）**

お答えします。

基盤整備につきましては、まず耕作につきましては必ず5年間はやってもらうというようなことを決めておりますけれども、その間に災害等があった場合、やっぱり適時対応しなければいけないと考えておりますので、そのときはうちのほうに相談をしていただければと思います。

以上です。

**○6番（所賀 廣君）**

補正予算書の17ページを見ていただきたいと思いますが、ここが一番下の財産管理費の中で、工事請負費210万円の補正、これは旧太良高校校長宿舎改修事業というふうに書いてありますが、この改修内容についてお尋ねしたいと思います。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

太良高校の校長宿舎の改修でございますけれども、今現在の家屋の畳の張りかえ、表がえです、それから床、廊下とか台所がありますけれどもその張りかえ、それから庭の整地等の改修でございます。

以上です。

**○6番（所賀 廣君）**

210万円をかけて改修しますということですが、この改修した後の利用目的といいますか、使用目的か何か目的があって改修されるわけですか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

この改修後の活用ということですが、この地域は構想といたしまして高齢者住宅の構想がございます。この改修後の貸し付けにつきましても、どうしても長期的な考え方じゃなくて短期の契約、1年契約といったところで契約を持っていきたいと。で、想定されるのが、今学校の先生あたりも町外から結構来ておられます。異動サイクル等についても短期ということで、想定といたしましては学校の先生あたりになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**○6番（所賀 廣君）**

この太良高校の元校長先生のところの宿舎ですが、その裏にも町の小さい建物があります。元はALTといいますかそういった方が住んでおられたようなわけですが、あの一角を全部総合しますと太良町の町有地としてはかなりの面積になろうかと思うわけです。部分的でもいいですけど、あそこをきれいに一回整備すれば、それなりの住宅といいますか、今PFIとかなんとか取り沙汰されておりますけど、あの一角をきれいに整備したほうが、むしろ後々の利用価値としてはかなり効果があるんじゃないかというふうに思いますが、今のままでこの高校の宿舎にしても裏の建物にしても、そのままの状態でも今後いくよという構想と

見ていいですか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

その地域一帯を先ほど申し上げたように高齢者住宅構想と今の段階ではなっております。具体的にいつからするかというのはまだ決まっておきませんので、今のところは現在の校長の宿舎を改修して、そこになかなか太良町内には個別の住宅は現在ございませんので、短期の入所ということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

**○6番（所賀 廣君）**

土地の場所的な条件としては駅も近いし、買い物をするにしても非常に近い場所の一角だと思いますので、今後の構想として、住宅地候補の構想としてぜひ進めていただきたいというふうに思います。一応今のところはそういった高齢者あるいはということを言われましたけど、長い目で見るとあそこもかなり利用価値のいい、立地条件のいい場所だと思いますので、ぜひそういったことを含めて今後考えていただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

今所賀議員が御質問なされたとおりに、将来的には高校の校長の官舎の跡地、それからALTの宿舎、それともう一つは森林組合の倉庫、あそこはもう町有地でございますから、大川内のほうに移転なされれば、あれも当然不要になるということで、それと江口議員から先般御質問がありました空き家、通学路で危険だという、そこら付近も相談ができれば全体的に整地をしたいなというように思っております。

あれも将来的には、私は議会の答弁でお話をしましたとおりに、恐らく高齢者社会になって、認知症になる前にそういうような山間部でひとり暮らしの方が、これはアンケートを今町民福祉の課長に指示しておりますけども、高齢者の方は里に下っていいよというようなアンケートをまずとってから、でけてしもうてから入所申し込みをしてもどんくらい要望があるかわかりませんから、その前段としてアンケートをとって、将来的にはその長屋を計画したいなということで、高校の校長の官舎跡地については、将来的な町の考えはどうですかという前条件があったもんだから、将来的にはそういうふうな構想を持っておりますということで払い下げして、実の価格の半額ということで払い下げしていただいている、条件つきですね。だから将来的にはそういった計画を持ってございます。

**○1番（待永るい子君）**

18ページ、税務課の賦課徴収費ですけど。

**○議長（坂口久信君）**

待永君、起立してください。

○1番（待永るい子君）

濟いません、はい。

賦課徴収費ですけど、委託料と町税過誤納払戻金の内容について、説明をお願いします。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

18ページの賦課徴収費のまず委託料72万8,000円の不動産鑑定評価委託料でございますけども、今回の補正では、地価の下落というのがありますけども、それを来年度の固定資産税に反映させるために、地価調査を不動産鑑定士に依頼するというための委託料でございます。これは、3年ごとの評価替えでは把握できない毎年の地価について、地価公示価格等の増減を参考に宅地の地価が下落するであろうと予測される場合に、地価調査を行い固定資産税に反映させるということを目的に委託をお願いするようしております。

それと、町税過誤納払戻金の235万9,000円でございますけども、今回法人住民税の確定申告というのがあるわけですけども、その前に予定納税をされていた法人がございます。それで、実際決算をしてみて確定申告した場合、予定納税をされた金額より少ない額で申告をされ払い過ぎが多分に発生したということで、当初350万円の予定で当初予算を計上しておりましたけれどもそれでは今後不足するであろうということで、今回補正をお願いをいたしております。ちなみに、1法人ですけども260万円ほど多額の過誤納が発生したということでございまして、そのほかにも確定申告で多額になった法人が幾らかございましたので、結果的に350万円では今後またいろいろ確定申告が出てきますので、その際過誤納になった場合予算が不足するであろうということで、これぐらいの予算を計上しておけば間に合うだろうと、実際これでどうなるかははっきりわかりませんが、とりあえずこれぐらいの補正を上げておけば大丈夫だろうというようなことで計上をいたしております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、その不動鑑定のことでですけど、3年ごとにするというので、3年目3年目で補正じゃなくて最初から予算に上げるとかそういうことはできないんですか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

3年ごとに計上すべき不動産鑑定のほうは、当初計上をいたしております。ただ、今回のように、これはバブルの崩壊後に3年ごとに評価をしては毎年下落をしている分が固定資産税に減額が反映しないということで、平成9年からこういう毎年評価をして、宅地については固定資産税の見直しをなささいというような制度になっております。それで、佐賀県、特に太良町においては、最近ですけど続けて地価が下がっております。今回も多分国が行う地

価調査、公示価格でも鹿島、嬉野においても、二、三%の下落が発生しているというようなことでしたので、太良においても下落するであろうということで、今回調査をお願いして来年度の固定資産税にその減額を反映させたいというふうなことで計上をいたしております。

以上です。

**○1番（待永るい子君）**

過誤納払戻金がありましたけど、これは法人だけでしょうか。

**○税務課長（大串君義君）**

お答えをいたします。

法人もですけども、個人の分も若干ございます。また、固定資産税等の過誤ということで還付すべきものもあるかもしれませんので、そこら辺を一応見込んで補正予算の計上をいたしております。

以上です。

**○7番（平古場公子君）**

19ページの社会福祉総務費の臨時給付金についてお尋ねをいたします。

1人3,000円、障害年金、遺族年金者は3万円となっておりますけど、これは関係なく1人3,000円というのはこれに加算してもらうということでしょうか。

**○町民福祉課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

対象者は一応低所得者になっております。それで、臨時福祉給付金のほうが一人頭3,000円ということになります。今お尋ねの障害、遺族年金のほうは、これも低所得者になるんですが、この年金を受け取ってる方が3万円受け取られるわけなんですけども、これは両方ダブって支給をされることになりますので、低所得世帯ということで対象になられば支払われます。

以上です。

**○7番（平古場公子君）**

そしたら、ことし3月やったですか、3万円のいろいろもめましたけど、3万円非課税の方はもらわれたということですが、この方たちも対象になるんですか。

**○町民福祉課長（松本 太君）**

お答えをいたします。

平成27年度の繰り越しの分の3万円の臨時福祉給付金のことだと思いますけども、この3万円を受け取った方は、障害、遺族年金の3万円は受け取ることはできません。これはダブル受給はだめとなっています。

以上です。

○7番（平古場公子君）

そしたら、3,000円はこの方たちも該当するということですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

ただいま補正をお願いしているのは平成28年度の臨時福祉給付金でございますので、低所得者であればこの3,000円のほうは受け取られることになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

21ページの林道費の中で、林道の橋梁点検の委託料と林道整備事業があります。この橋梁の点検委託料の中身と、林道整備事業の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

まず初めに、林道橋梁点検委託料ですけれども、これについては林道多良岳横断線の中に、長大橋といわれますスパン15メートル以上の橋梁が3橋ございます。その中の橋梁がもう設置から40年以上経過しましてかなり老朽化しております。それをもって、今後において長期に維持していく上でどのような手当てをすることが必要かというようなことで考えられます。それについての今回補正を行わせていただいているものでございます。実は、今のところ3橋のうち2橋を今発注しておりますけれども、今後において新たに残りの1橋を発注するよりも、今回その3橋を1橋含めて一緒にしたほうがいろんな諸費用また今後における事業の進捗というような観点からいいのではないかとというようなことで、今回ここにその分の予算が足りない分ということで計上させてもらっているところでございます。

また、工事請負費のほうですけれども、林道整備事業というようなことで、町内の林道5カ所を修理、補修を行うというようなことで、1カ所約35万円程度ということで5カ所の175万円程度を今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

点検委託料については年度当初の予算では2橋の分でしたけれども、今回1橋追加しましたからこれだけ補正予算でしたということによろしいんですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

林道点検については、当初予算では1橋をもって予算措置はしておりましたけれども、途中でガイドライン、マニュアル等の変更等があったということで、予算内で2橋発注できる

状況に変わりましたので、それで今回2橋を現在のところ発注をしているところでございます。

以上です。

**○2番（竹下泰信君）**

現在2橋をやっているというようなことですけれども、この点検した結果、修理箇所とかそういうところについてはどういう対応を行う予定ですか。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

お答えいたします。

点検が終わって橋梁にこのような不備がありますというような形で報告が出てきます。それに沿って、年度計画を立てて、この橋についてはこれぐらいの工事費が必要であろうというようなことで、随時対応をしていきたいというようなことで思っているところです。

以上です。

**○2番（竹下泰信君）**

点検結果については今後対応していくというようなことですけれども、この3橋以外に点検するような箇所はまだ残っているんですか。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

その3橋は先ほど言いましたように長大橋というような位置づけで行っておりますけれども、それ以外にも多少の手当てが必要な部分とかが出てきている橋梁等もございます。それについては、補助事業等にも乗らない部分もありますので、単独的な処理で済めばそういう形で安全を保っていきたいというようなことでは思っております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○9番（久保繁幸君）**

24ページの24年度の大浦小学校の建設に伴う仮設校舎のリース料の件で、ここに起債対象外ということで記載されていますが、何で今になって出てきているのか。金額等はここに出ている106万円、これだけなのか説明をお伺いいたします。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

これが先ほど御案内のように24年度の大浦小学校の仮設校舎に対する起債の分が一部不適當であるというようなところですが、この機構のほうから買っておりますけど、機構のその後の起債した後の実地調査という調査がございます。その調査のところで今回対象外であったということでございますけれども、24年度の当時は起債の申請をしてから県のほうで十分な審査があるわけですが、そのときはよかったといったところでございますけども、その後26年でしたか、国のほうでそれについては対象外じゃないかというようなところ

がございまして、それで今回の調査でさかのぼって対象外となったということでございます。このリース料が全部で199万9,000円ほどありますけども、当然今まで支払った部分がありますので、残りの106万円を今回一括償還してくださいというふうな内容でございます。

以上でございます。

**○9番（久保繁幸君）**

そしたら、対象場所というのは教職員さんがおらっしゃったあそこの部屋のことですかね。仮設のほうの校舎リースというのは。場所的にはあそこやったわけですか。旧館、どこかわかりませんが。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

この仮設校舎がグラウンドの西側のほうに建てておりまして、そこに職員室等があったわけですけども、そのリース料が不相当であるというふうな解釈がされたところでございます。

以上です。

**○9番（久保繁幸君）**

そしたら、今言われたように、あそこのリース料というのは199万円何ぼというそれぐらいの金額やったわけですか。当初、あそこのリースというか、仮設住宅、家1軒できるような仮設のリース料、校舎のリース料、そういうのを立てておられたんですけど、もしもそれをそのまま立ててれば、それも全部返還というふうなわけになっておったわけですか。多分当初はあそこは家1軒以上できるような感じ、金額的には忘れましたが、隣で9,000万円とか何とか言ったりです。そういうふうな方法でお支払いをせにゃいかんやったんですか、そのまましとったらば。どんなですか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

今回対象になったのが24年度分のリース料といったところで、対象年度が23、24とあそこは継続事業で工事をされております。その分の中の24年度分の199万9,200円、これが今回の償還の対象になっているというところでございます。

以上でございます。

**○9番（久保繁幸君）**

まいっちょよかですか、何で23年度はよかったわけですか。23年、24年でしょ。23年度は通って24年は何で通らんのか。お願いします。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

今回の検査の対象年度は24年度からの実地検査の対象であったということで、今回の償還については、24年度以降の分を返してくださいといった内容で、その23年分については触れ

られておりません。

以上でございます。

**○10番（末次利男君）**

歳入もよかとですかね。

**○議長（坂口久信君）**

はい、補正予算ですので。

**○10番（末次利男君）**

歳入の16ページです。町債についてお尋ねいたします。

今回臨時財政対策債が補正をされておりますけれども、先ほどの決算審査では、27年度の元利償還金が14億8,300万円になっておりますが、今回1億2,972万2,000円ということで起債をされておりますけれども、当該年度の償還金見込み額が前回よりも27年度よりも少ないわけですので、この辺が起債額が多くなった割には償還額が少ないということになっております。例えばこれは、考えられることは据置期間があるかなというふうに考えますけれども、この辺はどうなっているんですか。当年度は1億4,116万8,000円になっておりますね。27年度の償還金が1億4,830万円になっておりますけれども、安くなっているということはどういうことですか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

今手元に27年度のを資料的に持ち合わせておりませんので、具体的な数字は今つかんでおりませんが、臨時財政対策債の償還額が減っていると。それはなぜかということが御質問かと思っておりますが、臨時財政対策債については地方交付税の代替措置的なものでございます。当然その償還についても、3年据え置き20年償還といったことになっておりますので、これまでのずっと借り入れした分での償還が減ってきたということも考えられますし、このところ年々借り入れについては減少しております。25年度では18億円あったものが、27年度では16億5,000万円といったふうで、借り入れ自体も減ってきておりますので、その辺の関係かというふうに思います。

以上でございます。

**○10番（末次利男君）**

前年度までの現在高というのが21億5,900万円です。それで、先ほど言われました据置期間が3年ということですので、当然今年度起債見込み額は据え置きだということで入らないということでもわかりましたけれども、これは交付税措置率100%ということで、元利と利子合わせて交付税対象になるのかどうか、お尋ねします。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えします。

この臨時財政対策債というのは先ほど申し上げたとおり、交付税の代替措置的な性質があります。元金と利息と全て交付税の対象になっております。

以上でございます。

**○3番（田川 浩君）**

22ページ、学校給食費の給食配送車両というのが1台購入ということで635万円上がっておりますけれど、この車両は大体どういった車両なのか、まず説明をお願いします。大きさとかです。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えをいたします。

2トントラックのリフトつきを1台ということで635万円予算要求をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○3番（田川 浩君）**

2トントラックのリフトつきということで、現行給食の配送についてはどうやっているのかという件と、この新しいトラックが入ることによってどうなるのかという件、人的なものを含めていいですか、ドライバーさんがどうなるのか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えします。

現状につきましては、多良小・中学校につきましては、子供たちが実際受け取りに行っている状況でございます。大浦のほうにつきましては、トラック1台で大浦中学校を經由して大浦小学校に給食を配送しているということでございます。

新たに今回要求している分につきましては、御承知のとおり今建設中の場所から今度は小・中学校が受け入れのところが新たにできますので、そちらのほうに運ぶ車両の1台の2トンのリフトつきが必要になるということでございます。

人員につきましては、現在の職員で基本的には対応していきたいと、現在いる職員で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○3番（田川 浩君）**

というのも、最後に1点聞きますけれど、まず今の新しい給食センターができれば、建設を今やっていますけれども、それが完成したら新しい給食センターから近く、多良の小・中学校に1便行って、それが戻って大浦に行くのか、そこら辺はどうなんですか。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えをいたします。

給食を基本的にはほぼ同時に各学校受け取るような給食時間になりますので、どうしても

大浦のほうに行く車両が1台今ありますけど、多良のほうに運ぶ車両も必ず1台必要になるということで、今回1台の購入をお願いしているということでございます。

以上です。

**○5番（江口孝二君）**

全く今の学校給食の件ですけど、車両の価格が635万円となっていますけど、もちろんこれは競争入札になると思いますけど、車種等が2トントラックリフトつきというのは今聞きましたけど、もっとどうしてその金額が出てきたのか、どこのを基準にされているのかお尋ねします。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

基準につきましては、各社メーカーがありますけど、そういったメーカーの定価といたしますかそういう単価がありますので、そういった単価でうちが必要とするコンテナに積む内容、仕様、そういった部分を総合的に判断しましたところで必要な金額が635万円ということでございます。

以上です。

**○5番（江口孝二君）**

もちろん競争入札ですよ。それであつたら今言われたようなことであれば、おのずとどこの車種ということが決まってくるのではなかとですか。それとも、何かで調べられてこれを策定されたのか、再度お尋ねします。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えいたします。

もちろん指名で、町に指名申請が出してある業者の中から指名をして入札をするということでございます。

総合的に、納期の問題とか、仕様の問題とか、そういったことをきちっとうたったところで指名競争入札をさせていただくという流れになってまいります。

以上でございます。

**○5番（江口孝二君）**

1つは何社入られますのか。納期については、来年の9月ですよ、これが動くのが。納期とかなんとかは1年もあれば十分間に合うんじゃないですか。だから、何かあやふやな回答ばもらいよつごた感じのすつとですけど。そこら辺はもう少し詳しくお尋ねします。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

お答えをいたします。

現段階、指名を今月の頭で確認しているところその関係の業者につきましては4社が出ております。町のほうに指名願が出されております。

納期につきましては、数社に確認をしております。現在、熊本の震災とかそういったこと

によって、コンテナ、荷台の製造のほうがおくれているということで、6カ月程度は必要でありますよということで、4月に新年度予算で発注した場合は9月より供用開始ですので、期間が間に合わない。これは全協でも説明させていただきましたように、当初予算で以前は計画をしておりましたけど、前倒しでその発注を今回9月にして3月で納車をしていただくということで進めているような状況で今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

#### ○9番（久保繁幸君）

関連なんですけど、この車種等々は今から入札ということでございますが、リースは考えられなかったですか。仮に、パソコン、かれこれいろいろな器具機械がリースのほうが多いございますが、リースの検討はなされましたでしょうか。お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

現在あるトラックにつきましても、備品購入ということでお願いをしております、実際リースについては深く検討しておりません。備品購入ということで今回お願いしているような状況でございます。

#### ○9番（久保繁幸君）

そしたら、リースにして2トンのリフトつきというふうな説明だったんですが、ほかの設備等、空冷か保冷かその辺も必要かと思うんですが、ただ冷やさんでも運べるような車なのか、保冷がついているのか。それと年間どれぐらいの距離数を走られて何年ぐらいこの車を使い償還される予定なのか、その辺を検討されておりますか。

#### ○学校教育課長（野口士郎君）

車の走行につきましては、何年とかということは基本的には考えておりません。防災車両とは異なりますので、使える分できる限り長く使わせていただきたいと思っております。

基本的に荷台については、コンテナを食器関係とか主食、副食を積むコンテナというのがそういったサイズがございまして、それに合うコンテナを仕様としてトラックと荷台というようなことで、そういったことで一体になったところで今回のトラックについては整備をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

#### ○9番（久保繁幸君）

そうしましたら、今お尋ねしました冷やすとか、ぬくめるとかそういうシステムはしてないわけですね。夏は夏休みで、暑くて最近は大変なんですけど、あれを締め切った場合何度まで上がるのか、そういうのが大変危惧されると思うんです。今お聞きしたらコンテナを積んでるというようなお話なんですけど、冷やしたり何だりはしなくていいわけですね。冷やしたり何だりするには物すごく油も食うし、その辺は今聞いとったらばないというようなこ

とですが、その辺は大丈夫なんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

コンテナの中が基本的には給食専用で中の構造ができておりますので、特別冷やすとか暖めるとか、食器、食缶あたりがそういったすぐれた機能を持った食器、食缶を整備させていただく計画もありますので、特別中に空調だとかそういった整備ではございません。給食専用車両ということで対応できるということでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第5 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第55号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 平成28年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第6 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第56号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第57号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

予算関係ではないんですが、国保の県統一の進捗状況はどのような進み方であるのかお尋ねをいたします。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国保制度の広域化に係る進捗状況だと思いますけども、今現在、県と町村で連携会議等を

行ってあります。その中で、今医療費の適正化事業とか、保険給付関係の業務、葬祭費、はり、きゅうなど、あと資格管理関係の業務など、保険証をどうするかということです、それなどを今現在協議されています。それで、あとこれからシステムを導入するようになるんですけども、10月末ぐらいに現行システムが入って、標準保険料率が10月に決定されて、それで来年度の太良町の健康保険税の比率がわかるようになるぐらいのところまで今来ております。

以上です。

**○9番（久保繁幸君）**

そしたら、まだ年度は決まってないわけですね。

それと、健康保険税、最高、最低、どれくらい今現在のところで県内一番高いところ、一番安いところ、どれくらい違うのか。それがうまくお話し合いができるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**○健康増進課長（小竹善光君）**

お答えします。

10月に標準保険税率が出ないとまだそこはわからない状況であります。

ほかの市町村もそれが出てみないと何とも言えない状況ということで、話し合いが今のところ進んでおります。

以上です。（「統合年月日は。まだ予定はなかと」と呼ぶ者あり）

平成30年度までにはそれができると思います。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第57号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第8 議案第58号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第8. 議案第58号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）につ

いてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第58号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第59号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第10. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。お諮りします。

各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 発議第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 発議第2号 太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議2号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明をしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

発議第2号 太良町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 追加日程第2 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第2号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明をしております。よって、会議規則第37条の2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

これもちまして平成28年第3回太良町議会定例会第3回を閉会をいたします。

午前10時57分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 年 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人